

## 【議題 2】法人化について

### 1 これまでの経緯

#### (1) 第 11 回総会

平成 30 年 7 月 8 日(日)に第 11 回総会が開催され、事務局より法人化準備委員会を設置して、会員からの意見も交えながら、法人化に向けた準備を進めることについて提案がなされ、会員により承認された。

#### (2) 法人化委員会の報告について

平成 30 年 10 月 17 日(水)に第 1 回法人化委員会が開催され(参加 5 人)、以下の理由から、NPO 法人化に向けて理事会への提案作業を進めることが決定された。

#### (3) 第 25 回理事会の報告について

平成 31 年 2 月 7 日(木)に第 25 回理事会が開催され、NPO 法人化を進めることが承認された。

### 2 今後の対応について

沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課に確認したところ、まず、以下の書類を準備するよう指示があった。

- (1) 設立趣意書
- (2) 定款
- (3) 設立初年度及び翌事業年度の事業計画書
- (4) 設立初年度及び翌事業年度の活動予算書
- (5) 注記

(1)の設立趣意書の準備が終わったら、一度予約して相談に来てほしいとのこと。

設立までの流れは別添「設立申請までの流れ」を参照。

その他、理事会等において上がった主な課題は下記のとおりである。

#### (1) 事務所

県庁内のスペースを使用する場合、行政施策との関連性が必要。猟友会の場合は、鳥獣保護法で定められている狩猟行政を補完するというような理由で認められている。自然保護課内に本協議会の事務局スペースを間借りする場合は、自然保護行政との関連性を整理しておく必要がある。また、使用許可が得られない場合の代替案も必要だと思う。

#### (2) 発起人

発起人は 10 名必要である。以下のメンバーは第 25 回理事会において了承。後日、理事会 ML や会員 ML で発起人を募る。

中野義勝、八重山サンゴ礁保全協議会(吉田稔)、沖縄県自然保護課(比嘉学)、鹿熊信一郎、コーラルクエスト(岡地賢)、藤田喜久、宮古島マリンリゾート協同組合(新村一広)

# 設立申請までの流れ

申請者



NPOプラザ

## 設立の準備をします

1. 設立趣旨書
2. 定款
3. 2カ年度分の事業計画書
4. 2カ年度分の活動予算書  
(注記を含む)

提出

修正依頼

再提出

## 設立相談

内容・趣旨等を確認。  
各書類の整合性を確認。  
間違いがあれば修正依頼

## 設立総会を開催した後

5. 設立総会議事録の写し
6. 設立認証申請書
7. 役員名簿
8. 就任承諾及び宣誓書の写し
9. 住民票抄本
10. 社員のうち10人以上の者の  
名簿
11. 確認書

提出

左記の1~11の必要書類が  
不備なく全て揃った時点で受理

所轄庁



受理・公告  
縦覧期間(1か月)  
一般市民に公開

ここまでに平均4か月半~半年くらい



## 認証の場合

↓  
主たる事務所の所在地で設立登記  
(認証から2週間以内)

## 法人成立

通知

認証・不認証の審査  
(縦覧後2か月以内)

- ① 設立完了届出書
- ② 登記事項証明書及び写し
- ③ 設立当初の財産目録

提出

閲覧書類を一般市民に公開



ここまでに平均半年~8か月くらい